

# 資格確認書の一括交付について

健康保険証とマイナンバーカードの一体化により、令和7年12月2日以降は健康保険証が使用できなくなることから、令和7年8月8日から12月1日までに資格取得（扶養認定）の決定をされた方で『マイナ保険証』が未登録、かつ、資格確認書が未発行の加入者の方へ資格確認書を交付します。

なお、経過措置期間終了後（令和7年12月2日以降）に資格取得（扶養認定）をされ、『マイナ保険証』が未登録かつ資格確認書が未発行の方については、原則として、資格確認書は交付されません。『マイナ保険証』の利用登録をされるか、【別添1】資格確認書（再）交付申請書により、資格確認書の申請手続きをお願いします。『マイナ保険証』は持っているが、念のため資格確認書を持っておきたいという理由での交付はできませんのでご留意ください。

また、『マイナ保険証』の利用登録がある方や資格確認書が交付されている方による資格確認書の誤申請や重複申請が増えております。『マイナ保険証』利用登録有無については、マイナポータルにて確認後に資格確認書の申請手続きをお願いします。

『マイナ保険証』の利用登録状況は、マイナポータルにログインすると最初に表示される画面で確認できます。



照会先	日本年金機構健康保険組合 業務課 電話番号 03-5216-3223 ※お問い合わせは12時～13時を除いた時間帯にお願いします。 (12時～13時は担当不在により回答できない場合があります。)
添付資料	【別添1】資格確認書（再）交付申請書 【別添2】健康保険資格確認書 減失届

## 資格確認書交付の対象者

対象者		令和7年8月8日から12月1日までに資格取得（扶養認定）の決定をされ、マイナ保険証が未登録、かつ、資格確認書が未発行の方 ※個人番号（マイナンバー）の未提出者は発行対象外となります。
送付時期 送付方法	任継被保険者 任継被扶養者	令和7年12月下旬（自宅へ送付）
	一般被保険者 一般被扶養者	令和7年12月下旬（被保険者の就労先拠点へ送付）
有効期限		令和10年11月30日
送付物		資格確認書、送付状 ※世帯単位において、送付対象者が複数名の場合であっても、個人単位の封筒で送付します。

被保険者への配付にあたりましては、状況により以下のご対応をお願いします。

- 併任発令等により送付された拠点とは別の拠点で勤務している場合

→実際の勤務拠点へ回付をお願いします。

- 育児休業・長期休暇の場合

→ご自宅宛てに送付をお願いします。

- 資格喪失（退職等）の場合

→健康保険組合宛て返送をお願いします。



※マイナ保険証の利用登録なしの要件には、マイナ保険証利用登録解除、マイナカード有効期限切れの方を含みます。

※申請により資格確認書をすでに発行されている方のうち、紛失等により再発行をご希望の方は、

【別添1】資格確認書（再）交付申請書、（資格確認書を紛失した場合は）【別添2】健康保険資格確認書滅失届も併せて日本年金機構本部給与G経由でご提出ください。

